

「教育課程論」授業報告

鳥田直哉*

はじめに

周知の通り、平成27年6月19日、公職選挙法第137条の2が改正され平成28年同日に施行となり、18歳選挙権が実現した。これに伴い、教育の中で政治を扱う高等学校の模索などが多く報じられている。さらに、法務省民事局は、民法の成年年齢も20歳から18歳に引き下げるよう改正の準備作業に入っている¹⁾。平成28年9月1日には、「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」として意見公募を始めた。

ところで、次期学習指導要領においては、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」という視点をもって改善するとの方向性が示されている²⁾。「何ができるようになるか」すなわち育成すべき資質・能力がいくつか示されているが、その一つとして、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」がある。「審議のまとめ」では、「自立した人間」として、「公正な世論の形成」「政治参加や社会参画」などが求められると記述されている³⁾。そして、その考えを具体化した一つとして高等学校の共通必修科目「公共」がある。同科目では「現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見出すとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行う」⁴⁾としている。このような流れを受け、高等学校などでは模擬選挙を行うなどして、能動的・主体的な主権者教育に取り組む実践が展開されている。一方で、政治的中立性をいかに保つか、苦慮する面もみられる。

さて、本学部中学校・高等学校教員免許取得希望者が履修している「教育課程論」(春学期開講・講義・2単位)においては、教育課程の編成及び実施に関する事項のうち学習指導要領における内容等の取扱いに関する共通の事項、教育課程の基準についてその意義と関連法制、教育改革の動向をふまえた今後の教育課程編成などについて講義するとしている⁵⁾。本授業⁶⁾においては、上述した現状を鑑み、主権者教育を一つのトピックとして取り上げた。授業に先立ち、選挙権をもつ個人としての投票に関する意識、教職を目指す者としての政治教育についての理解度について、受講生に対してアンケートの形式で調査を行った。その上で、政治教育に関する法制度および教育課程上の位置づけについて講義を行い、新聞記事を用いて教育現場における模索などについて紹介した。さらに、教壇に立った際に政治的教養をどのように養うのか、どのような指導の形があり得るのかという可能性、指導上の留意点等について、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)⁷⁾ねらいをグループ討議を通して考察させた。本稿は、その授業実践報告である。

1. 事前調査

授業を行う前に、「選挙権年齢、政治教育に関する意識調査」として、選挙権年齢引き下げ、選挙に対する意識などについてアンケートの形式で調査をした。以下、質問とその回答について述べる。なお、

* 東海学園大学教育学部准教授・スポーツ健康科学部講師

履修者数 141 名のうち、調査日に出席した学生は 129 名であった。このうち、回答に同意を得られたのは 128 名であった。まず、「受講者に関する質問」（問 1～4）として受講者の属性について尋ねた⁸⁾。そして、以下に示した内容について質問を行った。同意の得られた 128 名の回答について述べる。

（1）選挙権に関する質問

選挙権に関する事項について 5 つ尋ねた。問 5 「選挙権年齢が 18 歳以上になったことを知っていましたか。」として、「はい」か「いいえ」で回答させた。128 名全員が「はい」と答えた。

では、いつ頃から知っていたのだろうか。問 6 「選挙権年齢が 18 歳以上になったことを、おおよそいつ知りましたか。」という質問に対して、「いま知った」「1 か月前以内」「3 か月前以内」「半年前以内」「1 年前以内」「1 年以上前」の 6 つの選択肢を与えて回答させた。その結果が【表 1】である。7 割近くの学生は昨年度すでに知っていたと予想される。

【表 1】選挙権年齢の引き下げについて知った時期

回答	回答数 (%)
①いま知った	0 (0.0)
② 1 か月前以内	20 (15.6)
③ 3 か月前以内	23 (18.0)
④半年前以内	31 (24.2)
⑤ 1 年前以内	27 (21.1)
⑥ 1 年以上前	26 (20.3)
無回答	1 (0.8)
計	128 (100.0)

学内における事前の啓発もあったためか、問 5 および問 6 から、多くの学生が 1 年次より選挙権年齢の引き下げについて意識していたことをうかがうことができる。

問 7 「参議院議員通常選挙の投票日はいつですか。下の に記入して下さい。」として、投票の月日について尋ねた。その結果が【表 2】である。およそ 80% の学生が「7 月 10 日」と回答しているが、残り 2 割の学生はそれ以外の日付を回答した。

【表 2】次の参院選の投票日

日	1 日	9 日	10 日	14 日	17 日	25 日	無記入等	計
4 月	1							1
7 月		1	102	1	1	1	3	109
無記入							18	18
計	1	1	102	1	1	1	21	128

さて、投票の意思である。問 8 「あなたは参議院議員通常選挙の投票に行きますか。もしくは期日前投票に行きましたか。」として、「必ず行く」「行くつもりでいる」「行くかどうかわからない」「行かない」「すでに期日前投票を行った」という 5 つの選択肢を与えて、回答させた。その結果が【表 3】である。「必ず行く」「行くつもりでいる」「すでに期日前投票を行った」を合わせると 68 名、およそ 53.2% であり、半数を上まわった。参考までに、「新たに選挙権を得ることになる若者たちを対象に」行った NHK の世論調査によると、「必ず行く」が 22%、「行くつもりでいる」が 38% であり、「約 60% が『投票に行く』』との結果を示している⁹⁾。また、7 月 15 日に総務省が発表した投票率は 54.69%（比例代表）であった¹⁰⁾。

【表3】投票の意思（年齢別）

回答	19歳	20歳以上	計 (%)
①必ず行く	3	5	8 (6.3)
②行くつもりである	23	24	47 (36.7)
③行くかどうかわからない	22	19	41 (32.0)
④行かない	10	9	19 (14.8)
⑤すでに期日前投票を行った	7	6	13 (10.2)
計	65	63	128 (100.0)

続いて、問9「あなたはふだん、支持している政党がありますか。次の①～②から1つ選んで○印をつけて下さい。」として「ある」か「ない」かで回答させた。その結果、「ない」と答えた学生が118名、92.2%と大半を占めた。後述する、学生のグループ討議の内容、討議終了後の考察にもあるが、「殆ど何も知らない状態で投票行動を行」ったとする記述と合致する。

(2) 政治教育に関する質問

続いて、政治教育に関する知識がどの程度定着しているのかを示す参考として、4つの質問について回答させた。

問10「日本国憲法第19条には『思想及び良心の自由は、これを侵してはならない』と規定されています。学校の教員も自分の支持する特定の政党や政治団体に関することを講義の中で言及し、児童生徒に影響を与えてもよいと思いますか。正しいと思うものを次の①～②の中から1つ選んで○印をつけて下さい。」として、「はい」か「いいえ」で回答させた¹¹⁾。結果は【表4】の通りであった。105名、およそ82%が「いいえ」と回答した。

【表4】問10の回答

回答	回答数 (%)
①はい	20 (15.6)
②いいえ	105 (82.0)
無回答	3 (2.3)
計	128 (100.0)

(太字網掛けは正答を示す。以下、同じ。)

つぎに、教育基本法の政治教育に関する記述について、どの程度正確に把握しているかを尋ねた。問11「次の文は教育基本法に定める政治教育について述べたものです。正しいと思うものを次の①～⑤の中からすべて選んで○印をつけて下さい。」として、4つの選択肢を与えて回答させた¹²⁾。【表5】がその結果である。【表5】からは分からないが、②および⑤のみにマークした学生は13名、10.2%であった。「政治教育」は「政治的教養の教育」と「党派的政治教育」とを含むが¹³⁾、学校種による制限の違いについての理解がじゅうぶんでないことをうかがうことができる。

【表 5】問 11 に対する回答

選択肢	マークなし (%)	マークあり (%)
①学校教育においては、政治教育はいかなる場合でも許されない。	92 (71.9)	36 (28.1)
②政治教育は、国民として必要な認識力・判断力を養うものとして、尊重されなければならない。	67 (52.3)	61 (47.7)
③専門学校では特定の政党を支持または反対する教育をしてはならない。	82 (64.1)	46 (35.9)
④高等学校及び大学は義務教育ではないので、特定の政党を支持又は反対する政治教育をすることも可能である。	110 (85.9)	18 (14.1)
⑤政治教育では、党派的政治教育を教唆煽動 <small>きょうさせんどう</small> するようなことをしてはならず、政治的中立性が求められている。	66 (51.6)	62 (48.4)

つづいて、教員の政治的行為について、国家公務員法、地方公務員法、人事院規則 14-7〔政治的行為〕に関する知識の定着をみた。問 12 は、政治的行為の制限が課される時期について問う質問である。「教員の政治的行為の制限が適用されるものを、次の①～⑤の中から 1 つ選んで○印をつけて下さい。」として、5 つの選択肢を与えて回答させた¹⁴⁾。①の「勤務時間中」、②の「在職中」ももちろん政治的行為が制限されるが、1 つを選択するため、正答は④である。正答率は 28.1%であった（【表 6】参照）。

【表 6】問 12 に対する回答

選択肢	マークなし (%)	マークあり (%)
①勤務時間中	106 (82.8)	22 (17.2)
②在職中	83 (64.8)	45 (35.2)
③在職中と退職後	120 (93.8)	8 (6.3)
④在職中と休職中	92 (71.9)	36 (28.1)
⑤在職中、休職中と退職後	119 (93.0)	9 (7.0)

最後に、「教員の政治的行為の制限に関する文のうち、正しいと思うものを、次の①～④の中からすべて選んで○印をつけて下さい。」として、4 つの選択肢を与えて回答させた¹⁵⁾。【表 7】がその結果である。政治的行為の制限が課される場所や場合について問う質問である。地方公務員においては、「当該職員の属する地方公共団体の区域（中略）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。」として、「公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。」「署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。」「寄附金その他の金品の募集に関与すること。」などが許されている。しかし、教育における政治的中立性の確保という観点から、教員（公立学校の教育公務員）の政治的行為の制限には特例が設けられ、「当分の間、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国家公務員の例による」（教育公務員特例法 18 条 1 項）とされており、より厳しい制限が課せられている。したがって、①、②は誤りである。【表 7】には示していないが、③および④のみにマークした学生は 19 名、14.8%であった。なお、集会等で公に政治目的をもって意見を主張することは禁じられているが、個人的に政治的意見を述べることについては、「教員の地位に関する勧告」中「教員の権利および責任」に、「教員は、市民が一般に享受しているすべての市民的権利を行使する自由を有」すると謳われているように、完全に禁止されている訳ではない。

【表 7】 問 13 に対する回答

選択肢	マークなし (%)	マークあり (%)
①学校所在区の外では選挙運動などの政治活動してもよい。	118(92.2)	10(7.8)
②勤務する都道府県以外において、地方公務員法に定める規定により、公の選挙又は投票において勧誘運動をすることができる。	112(87.5)	16(12.5)
③個人的に政治的意見を述べてもよい。	82(64.1)	46(35.9)
④政治的目的のために公務員としての影響力を利用することは許されない。	51(39.8)	77(60.2)

以上の結果は、調査実施の翌週に学生にフィードバックレグループ討議の参考資料とした。なお、「政治教育に関する質問」については、解説を付記して正答を示した。

2. 授業概要

以上のような事前調査をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)をねらい、次のような手順で授業展開をした。まず、教員にとって必要な政治教育に関する法制度の概要について講義を行った¹⁶⁾。そして、教育現場における主権者教育に関する模索等について報じた新聞記事を用いて現状を理解させた。さらに、それをふまえた上で、教壇に立った際に直面すると思われる問題について考えさせるためグループ討議を行った。最後に、グループ討議を振り返って、討議の記録や所感を記述させた。

(1) 法制度、学習指導要領の記述についての学修

政治教育にかかわる法制度、教育課程上の位置づけについての講義概要について述べる。本稿末に示した【資料1】【資料2】は、授業のねらい、政治教育に関する関係法令を示した配付資料である。ここにある通り、授業のねらいとして、(1)教育に求められる政治的中立性の確保について、関係法令を理解すること、(2)学習指導要領や教科書検定基準など、教育課程編成上の政治的中立に関する理念について理解すること (3)グループ討議を通して、政治的教養を養うための教育実践の可能性について探ること、の3点を示した。

ねらいを確認した上で、基本的な法制度を確認した。その際、重要なキーワードや概念については空欄にして、適宜考える時間を与えるなどしながら記入させるよう留意した。

公職選挙法第137条の2について、平成27年6月19日、法律第43号により「未成年」から「18歳未満」に改正された点を、条文とともに示した。そして、これに伴い、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示又は告示される選挙より、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたこと、今年(平成28年)7月10日に行われる参議院議員通常選挙においても、18歳以上の投票が行われることを確認した。

次に、教員として押さえておくべき、法令上に定められた「政治教育」「政治的教養」について講義を行った。教育基本法第14条「政治教育」の条文を示し、「政治的教養」が尊重されねばならないこと、しかし、一方で法律に定める学校は、国公立、私立を問わず、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」ことを確認した。

ついで、教育公務員に求められる政治的行為の制限について講義を行った。前提として、公立学校教員には、地方公務員法第36条の政治的行為の制限が適用されることを、条文を示しながら説明した。そして、教育には政治的中立性の確保が求められるため、教員の政治的行為には、「当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による」という教育公務員特例法第18条第1項の

条文を示しながら、より厳しい制限が課されていることを押さえた。さらに具体的には人事院規則 14-7 が適用されることを示し、教育公務員の場合、選挙における投票行動以外はほとんど政治的行為ができないといわれるほど厳しい制限が課されていることを確認した。

また、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」に規定されている、特定の政党を支持させるなどの「教唆及びせん動の禁止」、公職選挙法第 137 条に示されている「教育者の地位利用の選挙運動の禁止」について条文を示しながら解説を行った。

さらに、教育課程に反映されている政治的中立性についても講義を行った。義務教育諸学校の教科用図書検定基準および学習指導要領に、その旨が明記されていることを、該当する箇所を示しながら説明した。前者については、「教科共通の条件」として、「政治や宗教の扱いは、教育基本法第 14 条（政治教育）及び第 15 条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。」という記述を示した。また後者については、「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「内容の指導に当たっては、教育基本法第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。」（中学校社会科、高等学校公民）という記述を示し、政治的中立性が確保されていることを示した。

参考として、選挙権年齢引き下げにともない、文部科学省初等中等教育局から教育委員会、各都道府県知事などに宛てられた「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」¹⁷⁾を示し、指導者が留意すべき事項について解説を行った。

（2）選挙権年齢の引き下げに関する時事

以上のように、法律等での規定について確認した上で、次に教育現場においてどのような実践が展開されているのかなどについて本稿末【資料 3】に示した 3 つの新聞記事を用いて紹介した。

一つは、模擬選挙や「党首討論」などに取り組んだ実践例を報じた記事である¹⁸⁾。今年度、「公共」の授業について、研究開発校として県からの指定を受けた高等学校の取り組みを紹介した。二つ目は、選挙権年齢引き下げに伴う混乱を取り上げた記事を用いた¹⁹⁾。学校周辺で行われた政党によるビラ配布に対して、教育委員会がどのように対応しているのかを報じた記事である。三つ目は、参院選に先立ち、地方選挙で 18 歳以上の新有権者が投票を行った自治体の様子を報じた記事である²⁰⁾。受講生とほぼ同年齢の生徒や学生が語った、投票した際の声について紹介した。

（3）グループ討議

政政治教育に関する各法規、教育現場における現状等について講義を行った上で、学生が主体的に考える時間を確保した。本稿末【資料 4】に示した通り、まずはグループ討議をするにあたり、討議の手順、討議をする上での注意事項について説明を行った。また、討議参考用資料として、本稿末【資料 5】に示した新聞記事を配付した²¹⁾。

なお、グループ分けについては、履修者が 140 名近くと多数に及ぶため 1 グループの人数は 10 名前後と多くなったが、学科や学籍番号に従い 14 のグループを授業者が決めた。討議記録用紙を配付し、グループ内で決めた記録係に討議の内容を記録させた。その後、記録係にはグループ討議の内容を整理させ、課題フォルダに保存させた。また、他の構成員については、グループ討議を通しての所感を記述させ、同じく課題フォルダに保存させた。

3. 討議内容と考察

【表 8】は、各グループのテーマとおおよその討議内容を示したものである²²⁾。いかにして高校生や若年者の政治的関心を高めるか、投票行動を促すかについて討議したグループが多く、その他は選挙権年齢の引き下げについての是非について討議した様子をうかがうことができた。

【表8】 グループ討議のテーマと討議概要

テーマ	討議概要
「どうしたら高校生が政治に関心を持つか」	<p>学校において政治的教養を養うための実践について様々な提案がなされた。まず、時事問題などを「テストに出す」ことである。ねらいとしては、「生徒が普段からニュースに目を向けるようにさせる」とのことである。また、「生徒に政治を身近に感じてもらうために「マニフェストをわかりやすく教える」との案が出た。「自分（教師）」が「政治に興味を持つきっかけを話す」ことで生徒への啓発になるとのねらいである。</p> <p>結論として、「生徒たちが政治に興味を持つには、教師の工夫と努力が必要だと感じた。（中略）とつきにくい政治にわざわざ時間を割こうとは思わない。（中略）政治を身近に感じてもらうことにより一人でも関心を持ってもらえるのではないか」との結論を得た。</p>
「若者が積極的に投票行動するための方策とは」	<p>普段の生活においては、「SNSやインターネットを上手く使い選挙について発信」する、「バラエティーの人気番組の中で選挙について取り上げ、若者の興味を引き出せるように芸能人にも協力してもらう」「コンビニなど身近に立ち寄る場所に投票箱設置」「投票した人に対しては、若者が使えて喜びそうなものを渡す」などの意見が出た。学校教育においては、「高校だけではなく大学でも主権者教育を行う」「学校でも投票できるように、投票箱を設置」「立候補者には、学校に演説をしに来てもらう」などの提案があった。</p> <p>結論として、「大学・高校（学校）に投票箱を設置し、顔・名前・公約が書いてあるものを置く」「SNSは問題になる場合も多いため、やらないほうが良い」との方策が挙げられた。</p>
「選挙権の年齢を引き下げることの是非について」	<p>選挙権年齢の引き下げにより、「政治に興味がなかった子が興味を持ち始めたりしたのでいい方に進んでいる一方で、政治が一人暮らしの子に選挙権を渡せないという対応しきれてないのが現状」であり、改善を要するとの意見が出された。「今回の選挙は、18歳からと決まってから、選挙までの期間が短くなってしまっ、理解していないまま投票をしてしまったり、行っていない子が多い」という意見があった一方で、今後は「選挙まで期間があるから理解する子も増えてくる」ため、若年者の意見も反映され、より多くの国民が政治参加できるので、「18歳からの選挙は、是である」との結論を得た。</p>
「我が国の国政選挙をはじめ、若年層の投票率が低い状況が続いているその要因と投票率向上のための具体的施策について」	<p>「若年層の投票率が低い原因としては、政治について知識がないので『面倒くさい』『興味関心がない』という意見が有力」との見方を示した。「そのための具体的施策として」、「学校の授業など、教育現場で正しい知識を身に付けさせることが」重要であるとのこと。また、「携帯電話やスマートフォンを活用し、ネット投票ですぐにどんな場所からでも投票できるようにする、罰金制にして必ず投票に行かせる、若者向けの政策で身近に感じられるものをアピール、また増やしていく」などの案が出された。「最も重要なのは選挙に行き投票することで自分達にもメリットがあるということを知ってもらえるようにすること」との結論が出た。</p>
「どうしたら高校生が政治に関心を持つか」	<p>日頃の授業において、「最新の政治に関するニュースを授業で用いて」政治に関心を持たせるなどの意見が出た。また、「受験問題に政治の問題を取り入れる」「必修科目に政治の授業を取り入れる」などの提案があった。「政治家を学校に招き、講演をしてもらう」ことや、「俳優や女優のポスター」を利用するなどの提案もあった。ただ、前者については「1つの政党を支持して偏る可能性がある」との問題点も指摘された。</p> <p>結論として、「高校の授業に必修科目として導入し、授業内でグループ討議や講演などを通して、選挙の大切さ、投票の大切さを教えることによって興味を持たせる」ことにより、「自らが進んで選挙に行こうと思うようになる」との見解を示した。</p>
「どうしたら高校生が関心をもつか若者が積極的に投票行動するため方策とは」	<p>「どうしたら高校生が関心をもつか」について討議した。政治についての知識を得るための方策として、「授業で政治を取り扱うこと」、「政治家が何をやっているか具体的なことを教え」ることなどの発言があった。結論としては、「政治をもっと身近に感じられたらいい」とのことであった。</p> <p>二つめは「若者が積極的に投票行動するための方策とは」について討議した。投票を促すために、「ネット投票」「郵便で投票する」「スマホでもできるようにする」「テレビのdボタン」などの提案がなされた。「政治をもっと身近に感じられるように」すること、そのために「政治のスマート化」「政策を具体的にわかりやすくする」という結論に至った。</p>
「若者たちの投票率を上げるためにはどうしたらよいか」	<p>大学生が選挙に参加しない理由として、「一人暮らしをしている人が多い」という点が指摘された。大学生の投票を促すために、いくつかの例もみられるが、「大学に投票箱などを設置」するなどの案が出た。また、【資料5】の新聞記事からか、「18歳の投票率が高いのは、『主権者教育』を行なった効果であると考え、「大学などでも、主権者教育を」との提案があった。投票を容易にする方策として、「ネット投票」などの案が出された。また、オーストラリアにならぬ日本でも罰則を設けて投票を促すという発言もみられた。一方で、「友人とノリで投票」というようなデメリットについても指摘された。</p> <p>結論として、「ネット投票」「子供のころからの教育を強化すること」という考えを示した。</p>

テーマ	討議概要
「選挙の投票率を上げるには、主権者教育について」	<p>「選挙の投票率を上げるには」については、「選挙に行ったら何かもらえる制度を作る」「コンビニ投票」「ネット投票」「選挙投票の義務化」などの案が出された。しかし、「選挙のやり方が適当になってしまう」「本当に国を変えたい人が陰に隠れてしまう」との問題点も指摘された。「主権者教育について」は、「公共の授業が始まるのでそれまでの教育をどうするのか」について討議が行われた。「朝読書の時間などに新聞や記事を読むことによって日本の今の政治状況が少しは理解できるようになる」との意見があった。</p> <p>以上の討議から、学校教育において「総合の時間や、朝学習の時間に記事などを読んだり、講師の講演を聞いたりして」理解を深めていくとの結論に至った。</p>
「若者を積極的に投票に参加させるには？」	<p>若年者が選挙に興味をもち政治参加する方策について討議が行われた。「授業の一環として選挙に行かせる」「興味をそそるような宣伝（女優や芸人など）」「先生が意識を変える」などの意見が出された。また、投票の重要性については、「1票が政治に与える影響の大きさを分からせる」「自分にどんなメリットがあるかを伝える」などの意見が出た。未成年は「親が連れて行くなど家族で協力」という提案もあった。</p> <p>以上から、「学校の授業でもっと政治について深く扱うこと、また「難しい」という意識を取り除き、「誰でも簡単に投票できるようにマイナンバーをうまく利用しネット投票ができるようにする。」との結論に至った。</p>
「どうしたら、若者が選挙に関心を持ち投票に行くか」	<p>「若者が必ず持っている携帯電話、スマートフォンを取り込んだ話題が多く出た」ようである。スマートフォン用のゲームアプリと連携させるなどの意見である。「プリクラの写真に政治家を取り込むなどユーモア溢れる意見も数々出た。」とのこと。結論として、「携帯スマホを起動したり、何かのアプリを開いたら政治、選挙についての広告が出てくるようにする。自動販売機とか飲料水にランダムに政治家の考えと顔をプリントして、関心を持たせる。」というアイデアがまとまった模様である。ただ、「この方法は選挙違反になるため、現実にはこんな方法は使えない」との声もみられた。</p>
「どうしたら高校生が政治に関心を持つか」	<p>メディアを通じて啓発するとの意見が多く出された。「SNSを使って拡散すればいい」「特にTwitterは今の子どもたちはみんなやってるから影響力が高そう」「今回の選挙前も選挙に行く意味を謳う様なTweetがたくさん出回」り、「それに触発されて（中略）特に18歳の投票率が上がった」とのことである。学校教育においては、「クラスでミニ選挙をやってみたり、自分たちで体験するきっかけがいると思う」との意見が出された。</p> <p>以上から、「Twitter」や「Youtube」など、「若者が関心を持つものに政治を織り交ぜることで興味を持たせる」との結論を得た。</p>
「なぜ選挙に行かないのか」	<p>投票をしない理由として、「政治への関心がない」「時間がない」「政治家がなにを言っているのかわからない」「家から遠い」「投票しても何が変わるか?」「政治に関する教育がなっていない」「選挙期間が短い」「SNSで投票したい」「若者に興味を持ってもらえるような選挙のやり方に変えるべき!」などの意見が出た。「解決策」として、「SNSで投票できるよう、投票アプリみたいなものを作ってもらおう」「政治の授業の時間を作ったり、総合的な学習の時間を使って全校生徒で模擬選挙を行う」などの案が出された。</p> <p>結論は、「選挙期間を延ばす!!」とのことである。</p>
「18歳に引き下げる是非」	<p>選挙権年齢引き下げについて、そのメリット・デメリットについて討議が行われた。メリットとして「年齢を引き下げることにより、高・大学生の意見が取り入れられる」「年配の意見が多かったけど、若者が投票することで今までと違う政治・政策に取り組める」などが指摘された。デメリットや課題としては「政治のことがよくわからず行くのはよくない」「18、9歳が投票するよりも全体の投票率を上げたほうがいい」との発言があった。</p> <p>討議の結果、結論は「是」であり、「若者の意見を取り入れられるから。関心を持つことで政治を学ぼうとする意欲が高まる。」という理由が挙げられた。</p>
「若者が積極的に投票行動するための方策とは？」	<p>若年者の投票を促すための方策として、「スマホを使ってできるようにする」との意見が出された。これに対して、「スマホで投票だとデータの改ざんとかで誰かにばれてしまうかもしれない」という懸念の声もあがった。学校教育においては、「授業で立候補者の公約などを学べるようにする」「学校で模擬投票をして選挙に行くことに興味を持たせる」「投票に行ったら何かもらえる」「各学校で投票できるようにする」などの方策が挙げられた。</p> <p>「SNSやインターネットサイトで投票」「テレビ」「CM」などの発言が多かったようだが、これに対して慎重な意見もみられた。結論としては、「学校での選挙についての取り上げ方が重要になってくるのではないだろうか」とのことである。</p>

前者の討議記録から、三点指摘できる。第一に即物的で即効性のある意見が目立った。「義務化」、「罰金」、「投票に行ったら何かプレゼント」などの発言がみられた。第二に、若年者のアクセスを容易にするという意見が挙げられた。発言内容から、「ネット投票」「投票アプリ」「アプリやゲームとコラボ」など、スマートフォンやパソコンなどの電子機器を利用したり、「Twitter」や「LINE」などのSNSを利用するとの提案があったことが分かる。また、「コンビニ投票」、「タレントや芸人」による呼びかけなどの意見が上がったことも討議記録からうかがうことができた。第三に、学校教育において政治的関心を高めるような指導をするとの発言がみられた。高校生に対しては、「必修科目として導入する」ことや「テストに出す」ことなど、学習内容と直結させるという発言もみられた。また、投票権を得る前の「小学校低学年から学校で政治の授業が必要」という考え出された。また、将来教員を目指す学生ら自身を想定して、「自分（教師）が政治に興味を持ち選挙に行くようになるまでの体験談を話す」という、率先垂範を重視する考えを看守することができた。

後者、選挙権年齢引き下げの是非に関する討議記録からは、次のような発言があった。是とする意見では、将来の日本を担う若年層の意思を反映できる、得票数が増加する、政治について学ぶ意欲が高まるとの発言があった様子が分かった。非とする発言では、政治に関心のない投票者の意思が反映される、引き下げにより「社会の先生の負担が大きくなる」、責任が重くなる、との考えが表れていた。

最後に、グループ討議を通して、学生が抱いた所感について付記しておく。記録係以外には、グループ討議を通して得た所感を記述させた。討議を通して、政治に関心をもつようになった、充実した討議であった、初めての投票で戸惑った、政治を扱う際に教員としてじゅうぶんな理解が必要だと感じた、などの所感がみられた。

グループ討議後の所感等（抜粋）

今回の討議により私も普段からあまり政治に関しての興味を持っていなかったことに気が付いた。選挙権年齢が引き下げられた今、これからの日本を背負っていく私たちがさらに政治に対して興味を持つことが大切であると改めて感じた。まずは、ニュースや新聞等で政治に対して少しずつ知識を得られるようにしていきたい。

私は今回の選挙は行かなかったけれど今回のグループワークで、次の投票には、期日前投票などを使って投票しに行きたいと思ったし、もし自分が親の立場になった時に、子供と一緒に選挙に行けるといいなと思った。家族で選挙の話とかこれからの日本の話をしていきたいと思った。

実際に私は政治に興味がなく、この前の選挙もいつやるのかは知っていたのに行かなかった。それは、だれに投票していいかわからないしどんな政策案があるのかも知らなかったからである。でも次回の選挙にむけて朝のニュースなどを少しずつでもいいから見ようと思った。まずどんな政治家がいるのかを知ることからだと思った。たまに街中などで政治家が演説しているのを片耳でもいいから聞いてみようと思った。

普段話さない内容を話すことでたくさん考えながら取り組むことができた。難しい内容であるが、みんなの意見を聞くことで新たな考えも生まれた。今回の選挙はギリギリまで調べなかったが次はもっと前からちゃんと調べて投票に行こうと思った。

賛成側の意見と反対側の意見を十分に聞くことによって、選挙権年齢を引き下げることの是非を求めることができたと思う。段取りを考え議論を進めることができてよかった。多くの人が、思っていることを率直に言ってくれたおかげで大学生らしい意見が出たりと、いい議論ができたと思う。このように議論する機会は少ないので、今回自分たちでテーマを決め、自分たちで議論を作るという機会はとても大切な経験となった。

司会は難しく、練習が必要だなと思いました。なかなか自分の思っているような答えが出ないときやあまり協力的じゃない人がいるとほんとに難しい。討論の議題がどんどん変わってしまっていて今何について話し合っているのかわからなくなった。一定のスピードで進行できるようにコントロールしないといけないと思った。しかし、後半はいい意見もたくさん出ていい討論になったと思う。またほかのことでも討論してみたいです。

今回から投票権の年齢が18歳以上と下げられたため、初めて選挙に行く人が増えたので、自分も思ったが、どのように投票したらわからないと思った。そのため、両親と一緒にいきそれでも、投票の順序など戸惑うことがあった

私自身も期日前投票を行ったが、実際に選挙に行ってもよくわからないことが多くあった。それでも少しでも選挙に関わることで自らの社会参加につながり、日本の政治を新たに作っていくことができると考えた。

実際に7月10日に行われた選挙に行った時の私たちの意見として、「自分達が投票したという実感は無かった。」「初めての本物の選挙でどうしていいかわからなかった。」「直感的に名前を書いた。」など私たち自身も初めての経験で、殆ど何も知らない状態で投票行動を行いました。

私も実際、18歳で投票権が決まった時道路の看板や、演説内容や、ティッシュ配りでの宣伝もしっかり見たり生活している中で多少は意識し始め（中略）自分たちで決めるということはある意味自己責任であり、しっかり公約を読んで理解し判断することが私たちのできる最大の役目ではないかと考えます。

私達が指導者の立場になったときに生徒達に一票の重みをどう伝えるかが難しいと感じました。（中略）確かに私一人の一票だけというのだったら政治に反映されないという考えになってしまうが、私達世代が政治を理解した上で投票するとなるととても大きいものになるのではないかと思います。

おわりに

グループ討議の内容、所感等から、次の反省点を指摘しておく。第一に、「自分たちで議論を作るという機会はとても大切な経験となった」「意見もたくさん出ていい討論になった」など、積極的に取り組む姿勢がみられたことである。第二に、授業のねらいからは外れるが、「次の投票には（中略）投票しに行きたいと思った」との副次的な効果があった点である。第三に、上記の「所感等」にもみられるが、討議に対しての取り組む意欲に差があった点である。グループ討議という形に対して得手、不得手があることも一因であろう。第四に、それほど多様な発言がなかったという点である。本稿末【資料4】に示した通り、授業者がいくつかのテーマを例示してしまったためか、テーマに偏りが生じてしまったことは改善すべき点である。また、討議の意図をじゅうぶん明確に伝えられなかったことが、政治的教養を養う教育実践の可能性という点にまで議論が深まりづらかった原因と考える。また、第五に、発言内容から討議前の講義において重要事項をじゅうぶんに伝達できていなかったことが反省点として挙げられる。

註

- 1) 法務省民事局「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」、平成 28 年 9 月 1 日、<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150&Mode=0> (平成 28 年 9 月 2 日閲覧)。
- 2) 教育課程部会 教育課程企画特別部会 (第 19 回) 配付資料「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ (素案) (総論部分)」、平成 28 年 8 月 1 日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/_icsFiles/afeldfile/2016/08/03/1375316_3_1_1.pdf (平成 28 年 8 月 31 日閲覧)。
- 3) 「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ (素案) (総論部分)」、31-32 頁参照。
- 4) 中央教育審議会教育課程部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ (素案) (各教科等関連部分 (1 分冊))」、17 頁、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/_icsFiles/afeldfile/2016/08/02/1375316_3_2_1.pdf (平成 28 年 8 月 31 日閲覧)。
- 5) 東海学園大学スポーツ健康科学部教務委員会編「東海学園大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 授業概要 平成 28 年度版」—東海学園大学、222 頁参照。
- 6) 本稿においては、「授業」は講義やグループ討議、事後の考察記述などを含めた全体、「講義」は講義者が学生に対して知識を伝達した場面であるとしておく。
- 7) 平成 24 年 8 月 28 日の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」中、「用語集」によれば、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」(34 頁、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm：平成 28 年 9 月 8 日閲覧) とされている。また、同答申の別の箇所では「教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修 (アクティブ・ラーニング)」(9 頁) と表現されている。ここにみられるだけでも、「アクティブ・ラーニング」が、学習方法や学習過程、学習者の態度などを指しており、非常に広汎な意味をもっている。本稿では、「一方向的な講義形式の教育とは異なる」という、形式的な側面に限定して用いる。
- 8) 受講者の属性に関する質問を 4 つ設けて回答させた。以下、【別表 1】から【別表 3】に結果を示す。問 1「あなたの所属する学部・学科を、次の①～⑥の中から 1 つ選んで○印をつけて下さい。」、問 2「あなたの学年を、次の①～⑤の中から 1 つ選んで○印をつけて下さい。」という問いに対して、【別表 1】のような回答が得られた。回答者のうち、93.8%がスポーツ健康科学科 2 年生で占められていた。

【別表 1】回答者の所属と学年

所属学部・学科	学年			
	2 年生	3 年生	計	無回答
①経営学部経営学科	5			5
⑤スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	120	1	1	122
無回答	1			1
計	126	1	1	128

(○付き数字は選択肢の番号を示す。番号を記していないものは記述式回答を示す。以下、同じ。)

次に、問3「あなたの性別・年齢を、下の□に記入して下さい。」として、記入させた。その結果が【別表 2】である。19歳が50.8%、すでに成人したものが49.2%であった。ほぼ半数が新たに選挙権を得た学生であった。

【別表 2】回答者の性別と年齢

性別	年齢		計
	19 歳 (%)	20 歳 (%)	
男性	36 (46.2)	42 (53.8)	78
女性	29 (58.0)	21 (42.0)	50
計	65 (50.8)	63 (49.2)	128

つづいて、問4「あなたが取得しようとしている教員免許の種類を下の□に記入して下さい。」として、取得希望免許種（学校種、教科等）について尋ねた。その結果が【別表 3】である。学校種についてみると、最も多かったのは、保健・体育の中学校・高等学校の両教員免許取得希望者であり85名、66.4%にのぼった。スポーツ健康科学科スポーツ教育コースの学生であると思われる。無回答あるいは中学校、高等学校のみの記述も含めると9割に達する。また、小学校教諭免許の取得希望者が6名であった。うち5名は複数の学校種を記入しており、中学校・高等学校教諭免許も取得希望している。ただ、初回の授業時においても、「取得したい免許・資格等の種類」として学校種を尋ねたが、その際には30名近くの受講者が希望していた。小学校教諭免許取得希望者については不確定の部分の大きいことをことわっておく。

【別表 3】希望する免許種

学校種	教科			総計
	社会	保健・体育	無回答	
小学校		1 [*]		1
中学校	2	6	1	9
高等学校	1	18		19
小学校・中学校・高等学校		5		5
中学校・高等学校	2	85	3	90
無回答		1	3	4
計	5	116	7	128

※学校種欄に「小学校教諭 2 種免許」、教科等の欄に「保健体育」と記入した 1 名。

- 9) 日本放送協会「18歳選挙権に何を思う」、<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/18survey/>（平成28年9月1日閲覧）。
- 10) 総務省自治行政局選挙部「平成28年7月10日執行 第24回参議院議員通常選挙結果調」、平成28年7月15日確定値発表、http://www.soumu.go.jp/main_content/000430170.pdf（平成28年8月29日閲覧）。
- 11) 東京アカデミー編『オープンセサミシリーズ 2017年度 教員採用試験対策 問題集① 教職教養』—ティーエーネットワーク、2015年、179頁参照。
- 12) 『オープンセサミシリーズ 2017年度 教員採用試験対策 問題集① 教職教養』、177頁参照。
- 13) 平原春好・寺崎昌男ほか編『新版教育小事典 第3版』—学陽書房、2013年、207-208頁参照。
- 14) 『オープンセサミシリーズ 2017年度 教員採用試験対策 問題集① 教職教養』、217頁参照。
- 15) 『オープンセサミシリーズ 2017年度 教員採用試験対策 問題集① 教職教養』、217頁参照。
- 16) 講義資料の作成にあたっては小澤文雄「教職員の服務・分限・懲戒・研修」（「教育制度論」講義資料）などを参照した。
- 17) 文部科学省初等中等教育局「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」、平成27年10月29日、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm（平成28年9月1日閲覧）。
- 18) 「参院選2016 教育の課題（下）主権者教育（連載）」『読売新聞』平成28年6月29日。
- 19) 「高校前ビラ配り問題視」『中日新聞』2016年6月29日。
- 20) 「18歳 思い込め初投票」『中日新聞』2016年7月4日。
- 21) 討議参考に用いた記事は、「市立中教諭 不適切発言」『読売新聞』2016年7月13日、「主権者教育 一定効果」『読売新聞』2016年7月12日、「18歳投票率 際立つ高さ」『読売新聞』2016年7月12日。
- 22) 原則、原文のままとしたが、明らかな誤字・脱字と思われるものは、適宜訂正した。

§ 3 政治教育について

1. ねらい

- ① 教育に求められる政治的中立性の確保について、関係法令を理解する。
- ② 学習指導要領や教科書検定基準など、教育課程編成上の政治的中立に関する理念について理解する。
- ③ グループ討議を通して、政治的教養を身につけさせるために教育実践の可能性について探る。

2. 関係法規の整理

- (1) 公職選挙法、日本国憲法、教育基本法
平成27年6月19日、(1)法第137条の2が以下のように改正され、平成28年6月19日より施行された。

公職選挙法

(年齢満18年未満者の選挙運動の禁止)
第137条の2 年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができない。
2 何人も、年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合、この限りでない。

これに伴い、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示又は告示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられた。今年7月10日に行われる(2)議選通常選挙においても、18歳以上の投票が行われる。また、各地方選挙においてはすでに実施された自治体もある(記事⑨参照)。

② 日本国憲法、教育基本法

教育基本法前文にある、「(3) 的で(4) 的なる国家の実現には、国民自身による正しい、民主政治が行われなければならない。そのためには、国民一人ひとりが、良識ある公民(国民)たるに必要な「政治的教養」(民主政治制度の知識、現代政治の理解力・公正な批判力、公民に必要な政治道徳・政治的信念)をもつことが必要となる。教育基本法14条1項では、このような「政治的教養」の育成(「政治教育」)を教育上尊重すべきことを定めている。

教育基本法

(政治教育)
第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
2 法根に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の教育その他の政治的活動をしてはならない。

しかし、同時に「(5))」は、国公立、私立を問わず、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」(14条2項)とされている。ここでは、特定の政党ないし政治勢力が教育に介入したり、教育を支配したりすることがないように、すなわち、教育の政治的中立性を確保のために、**政治と教育との分離**を定めているのである。14条2項で禁止されているのは、特定の政党を支持・反対するための党派的な「政治教育」「政治的活動」である(1項の「(6))」の育成と2項の特定の政党を支持・反対するための「(7))」(8))とは異なる)。党派的な「政治教育」とは、教育内容・方法が相当黨派・継続的であって、特定政党の支持・反対に結びつく可能性のある場合をいう。

② 教育公務員に求められる事

- ① 地方公務員の場合
地方公務員法地方公務員には、地方公務員法36条の(9)の規定(国家公務員法よりは制限が若干ゆるやかである)が適用される。

地方公務員法

(政治行為の制限)
第38条 職員は、政党その他の政治的団体の活動に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となつてはならず、若しくはこれらによりに勧誘運動をしてはならない。
2 職員は、特定の政治的団体の政治的団体又は特定の地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいはいの選挙又は投票におき、特定の個人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいはいの選挙又は投票をしない。ただし、当該職員が選挙区別の執行若しくは地方事務所又は地方自治法第292条の19第1項の指定職員の区若しくは選挙区に勤務する者であるときは、当該執行若しくは地方事務所又は区若しくは選挙区(選挙区)外において、第1号から第5号までの5号に掲げる政治的行為をすることができ、
1 公の選挙又は投票をすることにより、又はこれによりに勧誘運動をすること。
3 寄附金その他の金品の募集に關すること。
4 文書又は圖画を地方公共団体又は特定地方自治法人の行舎(特定地方自治法人の行舎)に掲げ、又はこれらにおいて同じ)、施設等に掲げ、又は掲示せし、その他地方公共団体又は特定地方自治法人の行舎、施設、資料又は資金を利用し、又は利用させること。
5 前各号に定めるものを除く外、条項で定める政治的行為
3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他の地位に關してなんらかの利益若しくは不利を生ずる、与えようとして、若しくは約束してはならない。以下、略

② 教育公務員の場合

しかし、教育の(1)の確保という観点から、教員(公立学校の教育公務員)の政治的行為の制限には特別が設けられ、「当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、(2)の例による」(教育公務員特例法18条1項)とされている。

教育公務員特例法

(公立学校の教育公務員の政治行為の制限)
第18条 公立学校の教育公務員の政治行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員法の例による。(第2項、略)

したがって、教員については地方公務員法ではなく、より制限のきびしい**国家公務員法**及び**これに基づく人事院規則14-7**が適用される。

まず、**国家公務員法102条**は、政党または政治目的のために、寄附金その他の利益を求めしもしくは受領し、または何らの方法をもってするを問わずこれらの行為に關与することを禁止し、さらに人事院規則で定める政治的行為をしてはならないとしている。

国家公務員法

(政治行為の制限)
第102条 職員は、政党又は政治目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。
② 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
③ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

そして人事院規則14-7は、一定の政治目的と政治的行為を詳細に定め、その目的をもってする行為を禁止している。これらの制限は、(3))以外ほとんど政治的行為ができないといわれるほど厳しいものである。

人事院規則14-7 (政治的行為)

(政治的行為の定義)
6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
1 政治的目的のために職名、職權又はその他の公的の影響力を利用すること。
2 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せしめたりする行為をなす又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他の地位に關してなんらかの利益を得若しくは得ようとする行為。

(3) 教科書検定基準、学習指導要領の記述
 政治的中立性については、当然のことながら学習内容にも配慮を要するため、義務教育諸学校の教科用図書検定基準や学習指導要領にも、その旨が明記されている。

義務教育諸学校教科用図書検定基準

第2章 教科扶通の条件
 2. 選択・扱い及び掲載・排列
 (政治・宗教の扱い)
 (4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条(政治教育)及び第15条(宗教教育)の規定に照らし適切かつ公正であり、特定の政党や派閥又はその主義や信条を厚くして、それらを非難していないこととする。

中学校学習指導要領

第2章 各教科 第2節 社会
 第1 目標
 広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
 (中略)
 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 (中略)
 3. 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

高等学校学習指導要領

第2章 各教科に共通する各教科 第3節 公民
 第2款 各科目
 (中略)
 第3 政治・経済
 1 目標
 広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて各論的に理解させるとともに、それらに関する課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。
 (中略)
 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
 3 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

2. 文部科学省通達【別紙資料1】
 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」参照
 (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm)

3. 教育現場での実践の様子【別紙資料2 記事⑨】
 4. グループ討議
 「高等学校教育現場における主権者教育のあり方」について討議を行い、その結果を下記の要領で提出すること。
 (1) 下記フォルダより、討議の記録をダウンロードする
 教材(名古屋) > e_鳥田直哉 > 2016春_教育課程論
 (2) 必要事項、討議の記録を入力し、下記フォルダに保存する。ファイル名は「グループ名」とする。
 課題(名古屋) > e_鳥田直哉 > 2016春_教育課程論

と企て又は得させようとする事あるいは不可成を企て、与えようとする事あるいは与ええようとおぼやかしこと。
 3 政治的目的をもって、献金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はこれらの行為を奨励し又はこれらの団体の役員、政治的
 わずこれらの行為に關与すること。
 4 政治的目的をもって、前号に定める物品を国家公務員に与え又は支払うこと。
 5 政党その他の政治的団体の組織を企画し、結成に参与し若しくはこれらに行為を奨励し又はこれらの団体の役員、政治的
 顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
 6 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないようにに勧誘運動をすること。
 7 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の出版物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を奨励すること。
 8 政治的目的をもって、第5項第2号に定める選挙、回覧第2号に定める国民審査の投票又は回覧第8号に定める解散投票
 又は開票の投票において、投票するように又はしないようにに勧誘運動をすること。
 9 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これらに積極的に参加すること。
 10 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を奨励する
 こと。
 11 集会その他多数の人に著し得る場所又は公共の場、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述
 べること。
 12 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎、行政執行法人に於ては、事務所、以下同じ。、施設等
 に掲示し又は掲示させるその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資料又は資金を利用し又は利用させ
 ること。
 13 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音聲又は画像を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数
 の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらに供するために著作し又は編集すること。
 14 政治的目的を有する演説を演説し若しくは主宰し又はこれらの行為を奨励すること。
 15 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、胸章、記章、えり章、服飾
 その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
 16 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
 17 なんらの名義又は形式をもつてを開設し、前号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

また、義務教育の政治的中立性を確保するために、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法」において、特定の政党を支持させるなどの教育の(1)が禁止されている(第3条)。なお、義務教育において党派的政治教育を教唆せん動した者には罰金を科している。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止)
 第3条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は成長に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせ(ん)動してはならない。
 (罰則)
 第4条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

さらに、公職選挙法には「(2)の地位利用の選挙運動の禁止」が示されている。同法137条には以下のように、「教育者」は「教育上の地位を利用して選挙運動をすることができず」と規定されている。ここでいう「教育者」とは、いわゆる「一学校」と幼児保護者認定子ども園の長および教員をさす。

公職選挙法

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)
 第137条 教育者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び幼稚園の子どもに関する教育、保育等の総合的な施設の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼児発達型認定子ども園の長及び職員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。
 しかし、こうした政治的行為の制限規定に関しては、憲法の保障する教員の市民的権利(政治的活動の権利)・自由を侵害するものであるとのきびしい批判がある。この点、ユネスコの「教員の地位に関する勧告(1966)」が、「教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を行使する自由をもち、かつ、公職につく権利をもたなければならない」と規定していることが参考になる。

【資料2】「政治教育について」(3-4頁)

平成 28 年度 春学期

教育課程論

グループ討議について

1. 討議のテーマ

選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、特に、高等学校の教育課程において、主権者教育の重要性が高まってきています。将来、教員を目指す立場にある者として、以下に例示したようなテーマでグループ討議をして下さい。

- 例 1 「教員として、主権者教育をどう考えるか。」
- 例 2 「どうしたら高校生が政治に関心をもつか。」
- 例 3 「若者が積極的に投票行動するための方策とは。」
- 例 4 「政治的中立性を確保するための留意点」
- 例 5 「選挙の投票率を上げるためにはどうすればよいか、グループの意見をまとめなさい。」
- 例 6 「我が国では、国政選挙をはじめ、若年層の投票率が低い状況が続いていますが、その要因と投票率向上のための具体的施策について討論し、結論としてまとめてください。」
- 例 7 「選挙権の年齢を引き下げることの是非について討論しなさい。」

2. 形式

(1)各グループ 10 名程度で構成（おおよそ前半：325 教室、後半：326 教室。各教室に掲示。）

(2)司会者、記録係を決める。

司会者…テーマをどう絞るかを決め、討議がスムーズに進行するよう、「交通整理」を行う。

記録係…誰が、どのような発言をしたのか、要旨を記録する。

3. 事後（7月21日）

(1) 記録係

下記のフォーマットを用いて、討議の記録を作成する。作成する際、①誰がどのような趣旨の発言をしたのか、②討議がどのように進んだのか、③どのような結論に至ったのかが分かるように作成する。

教材（名古屋）>e_鳥田直哉>☆☆「教育課程論」春木5（三好 CP）>【記録係用】討議記録

保存先は下記フォルダ（ファイル名にグループNoをつけて下さい）

課題（名古屋）>e_鳥田直哉>★★「教育課程論」春木5（三好 CP）

(2) 記録係以外

下記のフォーマットを用いて、討議をふまえた考察を記述する。

教材（名古屋）>e_鳥田直哉>☆☆「教育課程論」春木5（三好 CP）>【記録係以外】考察

保存先は下記フォルダ（ファイル名に学籍番号、氏名をつけて下さい）

課題（名古屋）>e_鳥田直哉>★★「教育課程論」春木5（三好 CP）

※各フォーマットについては、7月21日（木）5限までに鳥田が用意する。

4. 留意点

- (1) 採用試験の集団討論等を想定して、司会者はグループ内で発言しないメンバーがいないように、司会者以外は積極的に発言するように、留意すること。
- (2) あくまで、教員を目指す者として、高等学校教育現場等での主権者教育のあり方を討議することが目的です。特定の政党やその政策の是非について討議することは避けてください。

【資料 4】グループ討議についての留意事項

